

警察庁「警察行政手続サイト」を利用する場合の注意事項

1 利用対象

- (1) 安全運転管理者の選任の届出（新規・交替）
- (2) 副安全運転管理者の選任の届出（新規・交替）
- (3) 安全運転管理者の解任の届出
- (4) 副安全運転管理者の解任の届出
- (5) 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（改姓など）
- (6) 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（改姓など）

2 添付書類のデータ化

必要な添付書類は、スキャナー等でデータ化して「**PDF形式**」で送信してください。

スキャナー等がない場合は、警察署の窓口での届出、又は添付書類のみ届出先警察署交通係へ郵送することになります。

3 届出書類のデータ量の制限

送信できるデータ量は「**3.5メガバイト**」までです。

データ量が3.5メガバイトを超える場合は

● 従来どおり警察署の窓口で届出する
又は

● データ超過する添付資料を申請先警察署交通係へ郵送することになりますので、よろしくお願いします。

4 届出書類等の訂正

書類の訂正等は届出先警察署から届出者へ連絡します。

届出先警察署への来訪またはメールにより訂正していただきますのでよろしくお願いします。

※ 警察行政手続サイトは届出を中継するもののため、届出受理後は届出先警察署において対応します。

5 安全運転管理者証の交付

届出先警察署の窓口で交付します。

交付の準備ができましたら届出者へ連絡します。